

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 6月13日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：16件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	4号機	主タービン過速度検出器ケーブル解線作業において、ケーブルの被覆に破損が認められたため、当該部を修理	D	
2	4号機	主蒸気隔離弁弁間ドレン弁（9A）点検において、弁体・弁棒接続ネジに損傷が認められたため、当該部を修理	D	
3	4号機	給水系ドレン配管（152A）放射線透過検査において、配管内面に欠陥（アバタ状の痕跡）が認められたため、当該部を交換	D	
4	4号機	計器（主蒸気系、再循環ポンプ系）点検作業終了に伴う復旧操作において、「A系原子炉自動スクラムトリップ及び再循環ポンプトリップ系A1チャンネル動作」の警報発生が認められたため、原因調査及び対応検討	C	
5	4号機	主復水器（B1）ホットウェル点検において、内部支持構造物の溶接部に浸食（2箇所）が認められたため、当該部を修理	C	8月28日再審議にて グレード変更 D → C
6	5号機	仮設スーパーハウスの運搬において、振動により窓ガラスの落下が認められたため、対応検討	D	
7	5号機	給復水系酸素注入装置酸素ガス圧力調整弁（A）2次側圧力計に指示不良が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
8	5号機	ディーゼル駆動消火ポンプ定例試験において、「油圧低下」の警報発生が認められたため、当該油圧スイッチを点検・修理	D	
9	5号機	原子炉建屋地階北東炉心スプレイ系（A）室補機冷却海水系配管貫通部より地下水のリーク（1滴／30秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
10	6号機	非常用スイッチギアエア換気空調系冷却装置冷凍機（A）圧縮機（2）に「油圧低トリップ」が認められたため、当該圧縮機を点検・修理	D	
11	6号機	原子炉建屋地階高圧炉心スプレイ系非常用ディーゼル発電機室入口水密扉にロック不良が認められたため、当該部を点検・修理	D	
12	6号機	中央操作室オペレータコンソール装置CRT表示画面に動作不良（フリーズ）が認められたため、当該装置を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	6号機	所内ボイラ（A）主バーナ付け根部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
14	6号機	タービン建屋換気空調系排気ファン（C）出口ダンパ駆動部にボルトの緩み（5本中1本）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
15	その他	当所放射線管理区域内作業において、18歳未満の作業者の就労（6月3日（6名）及び6月12日（1名）に協力企業より報告）が認められたため、対応検討	A s	6月12日公表済 (PDF99KB)
16	その他	温排水調査において、発電所沖海水温度測定用水温計の逸失が認められたため、対応検討	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで